

2022年度 政策要望

ポストコロナ時代に向けたデジタル基盤の整備
～各分野の社会課題解決のためのDX～

2022年1月13日



2022年度の要望コンセプト

• 背景

- 新型コロナのパンデミックにより、ITの積極的な利活用が世界的に官民全ての活動の大前提となっている
- 一方、「デジタル敗戦」といってよいほどに、我が国のデジタル化の遅れは誰の目にも明らかになっている
- 2021年9月にデジタル庁が創設され、行政でも本格的にデジタル化が進むことが期待される。

• コンセプト

- 今年度の日本IT団体連盟の政策要望は、コロナ禍・コロナ後の経済対策に有効なものを優先する
- 行政のデジタル化やマイナンバーカード活用は、官民全ての取組が最大限効果を発揮するための基盤である
- 「実行の受け皿」を用意して要望の先の政策実現を目指す

2022年度の要望手法

- 要望先省庁との連携
 - 政策要望が、具体的なアクションに直結する内容とし、制度改正、税制改正、助成等の省庁の担当と密に連携する
- 「実行の受け皿」づくり
 - 要望実現にむけて、IT連盟内の担当が省庁と連携しながら要望を深耕、施策の立案を支援、実施をフォローする
 - IT連盟内に、委員会やプロジェクトの組成を検討する
 - 加盟団体単独で動く場合は、それをIT連盟がサポートする
 - 政策提言効果を高めるため、提言→検証→働きかけ→レビューのサイクルを回す仕組みを構築する（トライアル）。

政策要望 全体図

【IT連盟政策要望の基本的な考え方】

- 国民のWell-being向上を目指し、ひとりひとりに最適化したサービスの提供を可能とするデジタル基盤の設計と整備。
- 個人の意思を尊重した上で、データを積極的に利活用できる社会の醸成。
- 公共・準公共・民間。各分野のDXにより、業務の最適化・高度化を促し、豊かな未来の構築。

個別要望

⑨ 次世代産業への投資

ゲーム産業支援
海外展開支援等

⑩ デジタルシティ推進

こども庁支援、保育所利用ルール見直し、女性・障がい者雇用

分野別ユースケース

③ 地方のDX

東京一極集中是正
(地方自治体のDX、
地方のIT企業活用、
観光業界DX)

都市OS

④ 防災・災害対応のDX

AI/IoT活用、
パーソナルデータの
有効活用

⑤ 教育のDX

GIGAスクール
(高校版GIGAスクール他)

⑥ 医療健康のDX

医療健康サービスDX
(オンライン医療、
健康医療相談サービス)

⑦ 企業のDX

セキュリティ対策
業務改善
(国税情報活用、年末
調整、FAX削減他)

⑧ 金融財政のDX

銀行法改正
キャッシュレス化
(資金移動業の規制
改革等)

API

API

API

API

API

API

① 国家基盤のDX

データの流通・利活用の推進

データ連携基盤の整備(クラウド活用)

アーキテクチャの基本設計

マイナンバーカードの普及

通信インフラ、電源の確保 (グリーン)

オプトインとパーソナライズ、信頼性と安全性の確保、
データ流通・利活用に関する制度検討等

オンプレミス型脱却、広範なデータ連携やデジタル
ツインなどを実現する基盤(クラウド)の設計等

個人の意思を尊重したオプトイン社会の実現、
UI/UX共通化、API連携等

マイナンバーカードによる本人確認を軸とした行政のワ
ンライズや民間サービスとのシームレスな連携

トラフィックの東京集中是正、地方の光回線整備(地方
のデジタルバリエーション解消)、電源の多様化・分散化等

セキュリティ

第三者システム検証・
監査

② デジタル人材基盤整備
デジタル・セキュリティ人材の育成、
定年・海外人材活用

2022年度 政策要望の骨子 1/5

大項目	中項目	案件名
① 国家基盤のDX	アーキテクチャの基本設定	国全体のアーキテクチャ像の提示
		個人の意思を尊重したオプトイン社会の実現
	データ連携基盤の整備 (クラウド活用)	「データ連携基盤」の開発と実装
		国家ビジョンの具体化と共有
		国民データの保守管理とその利活用
		産学官デジタルツイン基盤の構築・活用
		デジタル社会に対応した民主主義の発展と、これを支える技術の育成
		従来（オンプレミス）型のシステム構築からの転換
	マイナンバーカード普及	マイナンバーカード普及と情報銀行サービスの促進
	データの流通・ 利活用の推進	データ利活用に係る制度の共通化
		情報銀行認定の有効活用
		情報銀行の国際標準化
		パーソナルデータに関する個人の権利の確保・考え方の普及
		民間の情報銀行と国の連携

2022年度 政策要望の骨子 2/5

大項目	中項目	案件名
① 国家基盤のDX	情報インフラの整備	日本全体の通信を安定的かつ効率的に行い、災害時にも強いネットワークの構築
		非地上系ネットワークソリューションの活用促進
	第三者検証の実施	デジタル庁(国) が行う新システムに対する第三者によるシステム検証の実施
② デジタル人材基盤整備	デジタル人材の育成と利活用促進	DXを実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得
		DX推進に係る産学連携での人材育成
		IT人材としての定年退職者および海外人材の活用
	セキュリティ人材の育成	セキュリティ専門人材の拡充と支援の強化
③ 地方のDX	地方自治体のDX	地方自治体の共通したシステムの構築と行政のIT化
	地方のIT企業の活用	地方のIT企業の活用
	観光業界のDX	観光業界のDXとデータプラットフォームの導入
		観光業界の生産性の向上
	インターネット投票	公職に係る選挙におけるインターネット投票の実現

2022年度 政策要望の骨子 3/5

大項目	中項目	案件名
④ 防災・災害対応のDX	災害対応のDX	災害対応のデジタル化（高度化）
		有事における緊急オペレーションのクラウド活用と情報共有
	防災のDX	防災分野におけるパーソナルデータの有効活用
⑤ 教育のDX	GIGAスクール推進	GIGAスクール構想推進
		高校版GIGAスクール対応における環境整備への予算確保
	教育のデジタル化とデータ活用	教育分野のデジタル化促進と情報銀行の連携
⑥ 医療・健康のDX	医療サービスのDX	オンライン診療・服薬指導の普及促進に係る規制の見直し
	健康サービスのDX	健康医療相談サービスの環境整備の推進
⑦ 企業のDX	企業のセキュリティ対策	セキュリティ対策の最低限のレベルの底上げと協調
		ゼロトラストを前提とした基盤・制度へのシフト
		製造業のDXに伴う制御システムへのリスクへの対応

2022年度 政策要望の骨子 4/5

大項目	中項目	案件名
⑦ 企業のDX	業務のデジタル化・高度化	マイナポータルの推進と業務の集約
		国税提出情報の利活用
		所得税法、法人税法、消費税法、電子帳簿保存法および関係法令の改正
		デジタル化による年末調整の新しいあり方に関する納税環境整備
		電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化
		郵便物受取のオンライン化
		レシートデータの電子化の推進
		FAXの削減
		組織間で用いるEメールの削減
		古いIoT機器類（ルータ等）の削減
⑧ 金融財政のDX	銀行法の改正	銀行法の改正
	キャッシュレス化推進	給与デジタルマネー払いの実現
		資金移動業アカウントによる給付金受取りの実現

2022年度 政策要望の骨子 5/5

大項目	中項目	案件名
⑨ 次世代産業への投資	技術・ビジネス 開発支援	高精度な位置情報取得ソリューションの活用促進
		クラウドゲーミングサービスの開発支援
		VRソフトウェアの開発支援
	海外展開支援	海外向け販売の支援
		国外での裁判、法的問題へのサポート
	モビリティ改革	「ラストワンマイル」に関する規制改革
⑩ ダイバーシティ推進	こどもの権利	こども庁におけるソフトウェア支援
	多様な働き方 改革	保育所利用に係る自治体共通ガイドラインの策定
		女性・障がい者雇用の促進

① 国家基盤のDX

アーキテクチャ像の提示

【現状の課題】

政府においてすでにスマートシティおよびデジタルガバメントのアーキテクチャが提示されてきている状況ではあるが、国全体としてのDXあるいは人間中心のDXなどをさらに進めるためには、国全体としてのアーキテクチャのブループリントを示したうえで、各レイヤごとに共通化、標準化すべき項目を整理し、全体のアーキテクチャを定義していくことを提案する。

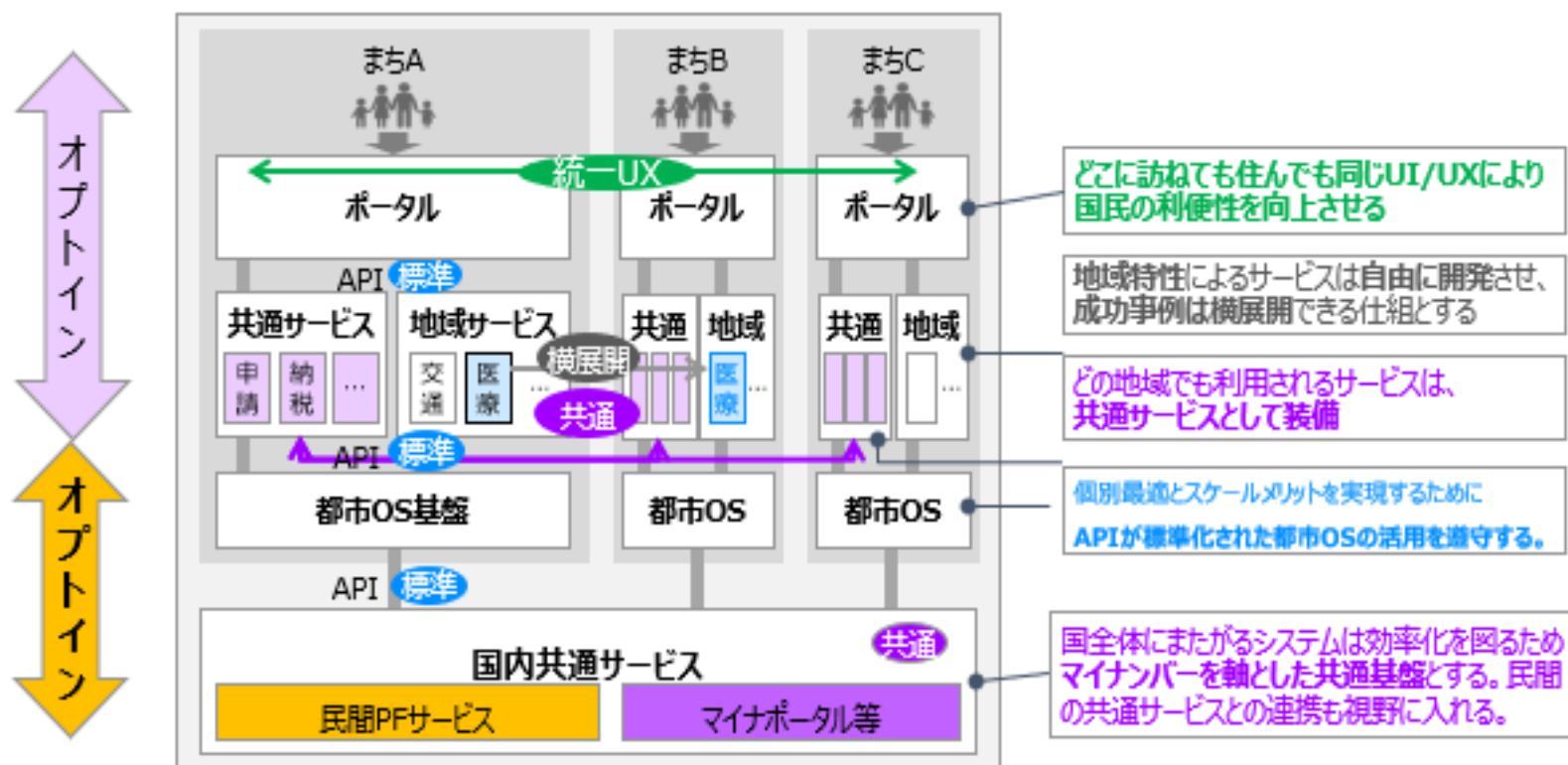
【提案】（図1）

- 国全体のアーキテクチャのブループリントを示す。
- 全国共通化すべきサービスと地域特性を活かしたサービスを切り分け、最大限のコスト削減と地域での自由なサービスを許容することを実現する。
- 標準化と共通化の利点の組み合わせ、地域サービスの自由度を確保した標準プラットフォームを構築する。
- エンドユーザー向けのプラットフォームは世界標準のUI/UXで共通化する。
- 自治体システムのデータ連携基盤の標準機能を整理し、APIの標準化をすすめる。

図 1 : アーキテクチャ像

国全体でのシステム基盤の考え方 ~統一と標準と共通~

マイナンバー共通基盤による共通サービスの提供を含め、標準化されたAPIによる都市OSを通じて自由なサービス開発・地域別でのアクセスを可能にする。また、利便性確保のため統一UXを目指す。さらに民間が保有するビッグデータを活用するために都市OS側から再度オプトインを実施し、本人承諾のもと過去のデータを活用可能にする



個人の意思を尊重したオプトイン社会の実現

【現状の課題】

国が整備を進めているレセプトデータや、民間が全国規模で集めている様々な領域のデータと個人が日々発生しているバイタルデータや食データなど、様々なデータがあるが、いずれも個人情報保護上で定められた目的外使用となる可能性が高く、ほとんどのデータがパーソナライズサービスに使用されていない。

【提案】（図2）

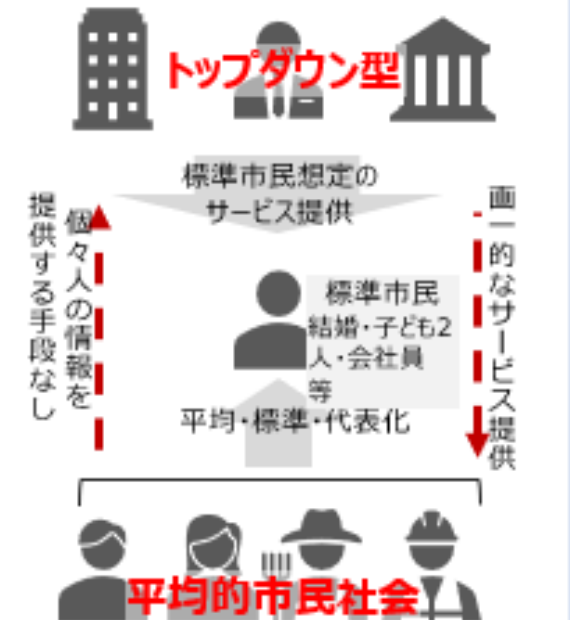
- 利用者、データ収集者双方のために、オプトインを徹底し、データを有効に利活用できるようにする。
- 国が管理をおこなうようなDXではなく、個人からのボトムアップも含めた人間中心のDXが必要である。
- 国民のオプトインにより、双方向なDXを実現し、真のパーソナライズサービスの提供、授受を可能にする必要がある。その延長には、国民個人々人のための、真に必要なデジタル通貨による給付が速やかに実施できる社会となる。

図 2 : オプトインとパーソナライズ

人間中心の地域DXとは？ - オプトインとパーソナライズ -

As-Is (IT化)

一人一人の情報を知るすべがなく、市民への画一的なサービス提供を行っていたが、近年多様化する市民ニーズとのミスマッチが顕在化



Copyright © 2021 Accenture All rights reserved.

Stage Zero (DX)

オプトインで個人がデータ提供し、パーソナライズされたサービスを提供することで、デジタルを通じた新たな付加価値を提供



To-Be (人間をつなげるDX)

様々な主体同士がデジタル（オプトイン&パーソナライズ）でつながり、個人が自立しつつも、地域として一体感があるコミュニティが形成され、デジタル共助社会が実現



23

「データ連携基盤」の開発と実装

【現状の課題】

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』（2021年6月閣議決定）では、「広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム）の構築が鍵」とされ、様々な施策が盛り込まれた。

これら施策は、データをつなげて集約し、解析・活用することが念頭に置かれていると理解できる。他方で、病院のカルテ情報など、機微であり、かつ、様々なシステムに点在していて容易に集められないデータも存在する。これらのデータは、情報保護の観点からは、必ずしも集めることが得策でもない。

官民のDXを加速し、ひとりひとりに最適化されたサービスを届けるためには、こうした機微なデータも有効活用できる環境が必要。その実現に向けた制度や仕組みを検討し、社会実装を進める必要がある。

【提案】

『重点計画』で示されたデータ流通のためのツール開発等の取組に加えて、機微情報の保護と、その適切な利活用を可能とするため、以下の取組を推進すべき。

- 機微情報を適切に管理可能な「クオリティクラウド」の要件具体化とその整備
（IT連「国内におけるデジタルトランスフォーメーションに向けた基盤整備に関する提言」（2021年8月））
- 機微情報を、クオリティクラウドを含むマルチクラウド環境で適切に保護しながらも連携・利用可能とする技術－「データ連携基盤」－の開発、実装
- 「データ連携基盤」上で個人を特定・認証し、情報連携のカギとなるIDのあり方や、機微情報の取り扱いに関する基準など、制度面の課題検討
- 「データ連携基盤」を活用したユースケース、サービスの開発・実装支援

国家ビジョンの具体化と共有

【現状の課題】

前掲の重点計画では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」とビジョンが定められた。しかし、その具体像は明記されていない。

【提案】

ビジョンへの国民の支持がより強固となり、民間企業による投資・開発が進むように、様々な機会を通じて政府は国民に働きかけると同時に、行政サービスや準公共サービスの具体的な未来像を示すべきだ。

特に、行政データは国民ひとりひとりに適切なサービスを届ける上での基礎となる。前掲の「データ連携基盤」の開発やID整備に加え、1億2500万人の国民一人ひとりにパーソナライズされた最適な行政サービスを届けることが可能なシステムを整備し、安全安心な通信基盤の上で、24時間、365日不断に動かす基盤を国策として開発すべきだ。

国民データの保守管理とその利活用

【現状の課題】

個人情報保護法に定められる個人情報や、公共サービスの活用履歴、健康医療や公共交通といった準公共サービスの利用履歴など、今後デジタル社会の高度化により取得可能となる個人情報について、何を『機微情報』と定義し、どのようなセキュリティ基準で管理し、活用するのかが明確になっていない。

蓄積された個人情報の適切な活用による社会の高度化が期待される中、国民が納得しデータを積極的に活用する社会を醸成すべきだ。

【提案】

個人情報を適切に活用するためには、デジタル空間での個人認証の基盤となるマイナンバー制度に基づく公的個人認証の普及が必須。その上で、保護すべき機微な情報を適切に守りながらもオープンな情報とも連携可能な「データ連携基盤」、その運用基準やルールを設計すべきだ。

匿名加工技術を高度化し、民間データと掛け合わせて、産業を跨いだデータ流通が活発に行われることで、産業全体のデジタル化による市場創出や、公共・準公共サービスの個別化・高度化といった大きな効果が期待できる。

- スマートシティやスマート防災など街・自治体サービスの高度化
- 教育、医療・介護など公共・準公共サービスの最適化
- サプライチェーンから工場内までのスマート化による製造プロセスの高度化、サステナビリティ向上
- 物流、人流（交通）の自動化や最適化、環境負荷の低減

産学官デジタルツイン基盤の構築・活用

【現状の課題】

世界トップの「富岳」（計算能力と汎用性を併せ持つ）により、現実世界をそのまま再現するほどの「デジタルツイン」が実現可能な時代となった。Society5.0を実現するソリューションは、このデジタルツインでのシミュレーションにより、実験では観測できないこと、通常ビジネスではハイリスクで実行不可なことや、ITインフラ自身も含めて多くのwhat-ifを再現し、最適なものを選択することで得られる。（＝全体最適のための「シミュレーションファースト」）

しかし、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』（2021年6月閣議決定）や『科学技術・イノベーション基本計画』（2021年3月閣議決定）では、デジタルツインの構築やそのための具体的なアプローチは明示されていない。

【提案】

「富岳」が提供するデジタルツインの場で、産学官が関連技術・インフラを持ち寄っての協働を創出する仕組みを構築する必要がある。

・具体的には、科学技術・イノベーション政策、産業政策、情報通信政策、健康・医療政策等で骨太に支援・推進される産学官の取組に、「富岳」とその利用技術や関連最先端研究力を提供する仕組みを検討すべき。

・さらに、「富岳」のデジタルツインを国主導でさらに高度化し、「シミュレーションファースト」によるSociety5.0ソリューションの開発・実装の加速・発展や、産学官の人材育成を推進すべき。

デジタル社会に対応した民主主義の発展と、これを支える技術の育成

【現状の課題】

誰ひとり取り残さないデジタル社会を実現する上で、選挙や住民投票といった意思決定の機会への参画は最重要課題の1つ。超高齢社会を迎える我が国においては、デジタルデバイドなどに配慮しつつも、むしろデジタル技術を適切に活用することで意思決定への参加機会を保障することを考えていく必要がある。

また、今後、スマートシティや自動運転などますます身近なところにデジタル技術が浸透する。こうしたデジタル社会のあり様について、そこで暮らす国民、住民の意思を反映させる仕組みなど、そのガバナンスの在り方は十分に検討されているとは言えない。選挙や住民投票はもとより、都市計画や再開発に住民参加のプロセスがあるように、デジタル社会に適した民主主義のあり様、住民参加のあり方についても議論を深めていく必要がある。

【提案】

デジタル社会における意思表示・投票の方法や住民参加のあり方などについて、検討を行うべき。

また、住民基本台帳（及び選挙人名簿管理などの関連する重要な情報）は機密性の高い情報のため、これらをセキュリティの確保された国内データセンター（クオリティクラウド）に配置しながら活用するマルチクラウド環境を実現しながら、今後のデジタル社会に適応できる仕組みを検討すべき。

ガバメント・クラウドを開発する際には、デジタル社会における民主主義のあり方を踏まえて、必要な仕様を組み込み、そのための技術を磨くべきだ。

- データ連携基盤
- クオリティクラウド
- 秘密計算
- 量子暗号技術

従来（オンプレミス）型のシステム構築からの転換

【現状の課題】

以前にIT連が公表した提言にあるように、「官民サービスのデジタル化・クラウド化の推進」は一層図られるべきである。情報の機密性の観点から、システム構築時にはクラウド活用の検討にも至らずに、オンプレミス型での構築が行われている。しかし、パブリッククラウドやプライベートクラウドの方が、運用や保守、さらには機密性の観点においても有効性や効果は高い。また、中小企業においても、組織の競争力の確保からクラウドの活用を推進し、本業に専念できる環境を国が主体となって整備し、安全なクラウド環境を提供するべきである。

【提案】

経済産業省で検討が進む「クオリティクラウド」の検討や構築を加速させるとともに、従来型のシステムはできる限り排除し、セキュリティ上の懸念がある場合においてもプライベートクラウドを検討する社会を醸成すべきである。

参考) IT連盟「国内におけるデジタルトランスフォーメーションに向けた基盤整備に関する提言」
(<https://itrenmei.jp/topics/2021/3692/>)

マイナンバーカード普及と情報銀行サービスの促進

【現状の課題】

行政のオンライン化は国民にとっての利便性という点で重要。特に**マイナンバーカードの普及は、行政手続きの高度化の可能性だけでなく、民間サービスとの連携の可能性も大きく、**コロナ禍で重要性が見直されたこのタイミングで普及や利活用の仕方の議論を積極的に推進すべきである。

日本における公的なKYC機能(本人確認手続き)を実現するという観点からも積極的な推進が必要である。

マイナンバーカードが普及してくると、自治体が保有する個人情報を利用し、生活者に対して付加価値の高いサービス提供を試みる事業者が多く登場することが想定される。一方、自治体が保有する住民の個人情報は、安全に管理運用することが必要不可欠であることから、個人情報の流通、利活用において適格性を満たした情報銀行認定事業者を対象に個人データ運用を委任すること、或いは自治体自らが情報銀行認定を取得するなどによって、**自治体が保有する個人データを安心して利活用できるような社会環境を構築することが求められる。**

【提案】

国民のマイナンバーカードの取得・活用をより一層推進し、**マイナンバーカードを軸として、行政のオンライン化や民間サービスとのシームレスな連携**を推進するべき。

マイナンバーカードの一層の普及を進めることで、既存の自治体システムが保有している個人情報をデジタル化し流通させることが容易となる。同時に各自治体が保持している個人情報を安全に管理し、流通・利活用を促進するために**情報銀行認定を取得している信頼性の高い事業者へデータの運用を委任できるような仕組み**を整備するべき。

データ利活用に係る制度の共通化

【現状の課題】

現在、データ駆動社会の進展とともにデータ利活用に係る制度が分野ごとに設計されつつある。（例えば、医療：PHR、エネルギー：電力データ、教育：JAPAN e-Portfolioなど）

それぞれが異なる制度として個別に構築されていく場合、その制度に準拠する事業者はシステム構築や運用などを含めて複数の対応を迫られることになり、コスト負担や対応期間などの負荷が大きく、参入障壁が高くなってしまい、市場競争力も活性化されない。

また分野ごとに異なる制度が運用される場合、分野間でのデータ連携が困難になり相互運用性も確保できないことからデータ利活用の範囲も限定的となってしまい、社会課題の解決において利便性の高いサービスが提供できないことも想定される。

従って、デジタル庁の発足を契機として、**主管省庁を横断した共通制度の構築を図ることで、データ利活用の促進に向けた環境を整えることが肝要**と考える。

尚、**個人データの取り扱い**制度に関しては、**先行的な取り組みとして確立**されており、国際的にも高く評価されている「**情報銀行**」の**認定制度をベースの共通ルール**とし、分野ごとに求められる制度との差分を個別に制度設計していくことが望ましい。

【提案】

分野ごと（主管省庁ごと）に制度化が進められているデータ利活用に関するルールに於いて、相互運用性の確保、事業者の負荷軽減などの観点から**ベースとなる共通制度を構築**することで、**データ利活用の促進と国際競争力を高める**べき。

具体的には、現状**各業界にて検討**されているデータ取り扱いに関する認証、認定制度に関して**情報銀行認定と整合**を図り、**差分を明確にして認定取得事業者の負荷を低減**する**互換性を持った認定制度の構築、運営**またその体制も議論の上、整備を行うべき。

情報銀行認定の有効活用

【現状の課題】

情報銀行業務を行う際に情報銀行認定は必要とされておらず、認定未取得であっても業務を行うことは可能である。

しかしながら、情報銀行認定と同等のパーソナルデータの取扱いが行われているかについては、第三者の評価などが行われておらず、十分なセキュリティ対策などが行われないうまま業務提供されることにより、一般消費者の情報銀行ビジネスへの信頼を欠く事態につながりかねない。

マイナンバー関連情報など国・地方自治体等が管理するプライバシーデータ及びスマートシティ等の都市OSでのプライバシーデータの取扱いにはより慎重な対応が必要であり、少なくとも情報銀行認定レベルのセキュリティ対策及び第三者評価が行われているサービスに限定することにより、一般消費者の安心感を高めることができると考えられるからである。

【提案】

国・地方自治体等が管理するプライバシーデータ、スマートシティ等の都市OSで管理されるプライバシーデータを利活用する場合には、情報銀行認定の取得を必須とするべき。

情報銀行の国際標準化

【現状の課題】

デジタル化を進めるうえで、企業や個人のデータの流通・活用を強く推進していく必要がある。

そのためには、**企業や消費者のプライバシーリスクへの不安を取り除きプライバシー強化技術の扱い方の議論や普及が必要であり、また、日本発の考え方である“情報銀行”は、他国にはない情報流通の仕組みとして海外にも積極的に発信していくべきと考える。**

【提案】

国内のデータ流通・利活用をさらに促進させるような取り組みや制度検討を要望する。

特に、データ流通の際に必要な**プライバシー強化技術**(差分プライバシー、秘匿計算、ゼロ知識証明など)にかかわる議論や**制度検討**をするべき。

また、特に、情報銀行については国内での普及促進はもちろん、日本発のデータ活用モデルとして海外にも発信し、**国際的標準規格として整備する等の議論**を行うべき。

パーソナルデータに関する個人の権利の確保・考え方の普及

【現状の課題】

パーソナルデータに関する個人の権利の拡充・強化を行うことで、企業が抱えこむデータを**個人の意思で活用**することが可能になり、国内の**データ流通・活用が大きく進む**と思われる。

既に総務省において、情報銀行が生活者の委任を受けて対象となるデータ取扱事業者との連携による情報のコントロールを担うことで、パーソナルデータの移転・利用を促進し、安心・安全なデータポータビリティを実現するための検討が進められている。

データポータビリティ権は、データ流通の促進にとって非常に重要な個人の権利であるため、義務化するなど強制力がある制度構築に向けた検討を積極的に推進してほしい。

また、データ流通促進には、法整備と同時に、「パーソナルデータの権利は個人にあり、個人の意思で活用する」という考え方の消費者への普及も重要であり、そのための取り組み推進を希望する。

【提案】

パーソナルデータに関する個人の権利を拡充・強化するための取り組みを加速させる必要があり、特にデータポータビリティ権の検討を進めてほしい。**データポータビリティの義務化など、より強制力がある制度の構築を検討**すべき。

また並行して、「パーソナルデータの権利は個人にあり、個人の意思で活用する」という**考え方の普及に向けた取り組み**を行うべき。

民間の情報銀行と国の連携

【現状の課題】

国と民間の情報銀行が連携した事例・サービスを作ること、情報銀行の普及促進・データ流通活用の普及促進につながると考える。

例)

- ・情報銀行にあるパーソナルデータを利用し、国への**確定申告**などの申請を簡易化。
- ・政府の法改正などの際に、情報銀行にあるパーソナルデータを用い、法改正の**対象となる人を特定し、わかりやすく通知**。(補助金の拡充などの際に、正しく情報がいきわたるように)

また、国との連携には情報銀行認定を要件にするなどして、情報銀行認定の価値向上につなげることで、**情報銀行の考え方の普及促進**をすべきである。

【提案】

国への申請の簡易化に民間の情報銀行を活用するなど、**国と民間の情報銀行の連携**について検討するべき。

日本全体の通信を安定的かつ効率的に行い、災害時にも強いネットワークの構築

【現状の課題】

2011年の東北大震災を経ても、未だトラフィックが東京に集中したままであり、地方における光回線はまだまだ未整備地域が多く、整備されていても今後の維持費問題を抱えている自治体は多い。

自治体毎の地形やその他の事情も考慮して「国家」のインフラとして円滑に運用されるようなシステムが必要である。

技術的、物理的な安全保障だけでなく、法律面(GDPR対応など)なども含めた安全保障が、国内だけでなくアジア地域における重要な存在となり、それによって国外からの誘致等へ繋がる可能性も大きくなる。

【提案】

- データセンター立地においては、電源や他地域への経路、過去の災害状況など、多要素を考慮した設計が不可欠。また、大規模災害や有事の際のバックアップとの兼ね合いなども検討要素とすべき。
- 電源をコジェネにするなど、多様なオプションを模索すべき。また分散化するなどで冗長性や効率性も検討すべき。
- 次世代クラウドサービス創出に向けた技術開発における「ユニバーサルサービスとしての連携基盤」は、通信基盤との連携を常に検討すべき。

非地上系ネットワークソリューションの活用促進

【現状の課題】

Society5.0時代の到来と新型コロナウイルスによる新しい生活様式の中、ロボットや自動走行、ドローンといった**先進技術があらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の自動化・高度化を図ることの必要性**が高まっている。

こうした**社会のデジタル化に不可欠な通信技術**について、日本国土全体では僻地や森林地帯、海洋や航空を中心に**未だ通信に接続できないエリアが残存**しており、**各産業のデジタル化の遅れの要因**となっている。**人が居住しない地域での資源活用、さらに国防・防災上の観点から、通信環境の整備が必要。**

【提案】

圏外エリアを解消し、全国どこでも常に通信接続可能な環境を構築するため、宇宙空間や成層圏から通信ネットワークを提供する**衛星通信（非地上系ネットワークソリューション）**について、**日本全土への普及と各産業への利活用を推進**するため、**研究開発費や普及促進費への助成**や、国民の理解を深める**情報発信**などで国が後押しすべき。

災害救助活動において、従来のネットワークでは接続できないエリアも含め全国どこでも、**ドローンや無人航空機の活用をはじめとする様々な防災ソリューションを導入普及**できるよう、**社会実装を前提とした実証費用への助成、官民連携した開発研究・利活用を推進**すべきである。

デジタル庁(国)が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施

【現状の課題】

昨今の大手企業のシステム障害、政府、自治体のコロナ絡みのアプリ、システムの不具合が多発している。

今後の民間企業ならびに政府のDX化を成功に導き、IT化の目的達成や事業投資に対する成果や投資効果を正しく得るために第三者によるテスト検証の重要性は日々増している。

今後、ますます、膨大となるソフトウェア、デジタル製品の品質を人手に頼ってではスピーディな開発や追加・変更ができない。

デジタル庁の創設によりDXは加速され多くのサービスが提供されるがソフトウェアに関しては、一定の標準化を図ることにより品質が保証されると考える。

【提案】

製品やサービスの開発計画の初期段階から品質基準を設定し、その実現のためのプログラム開発計画、テスト計画、運用計画を作成し、同時進行で行うことが必要である。

デジタル庁が主導して行う新しいシステム開発の標準化と国際化、全ての利用者が不具合なく、安心安全に利用できるシステムの提供と行政サービスのIT化による利益を平等に享受できるよう、第三者による検証の必要性と実施適用を提言する。

② デジタル人材基盤整備

DXを実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得

【現状の課題】

我が国は、約30年余りにわたって質・量ともに慢性的なIT人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、日本が持続可能な経済成長を実現するには、何よりもDXがその原動力となる。DXを実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層の急務である。

【提案】

初等中等教育から高度な人材育成に至るまで、非対面の環境であっても誰もが生涯にわたって学び続け、その能力を十分発揮し経済発展に寄与するための抜本的な教育・人材基盤の整備が不可欠である。DXを始めとする実社会で求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを整備し、全国民が自由にアクセスできるよう投資を拡大すべきである。

(整備にあたっては国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「i コンピテンシ ディクショナリ」を活用参照すべきである。)

DX推進に係る産学連携での人材育成

【現状の課題】

Society5.0 が叫ばれる中、IT人材、5G、IoT、クラウド、AI（DX適応）等に精通した人材の育成が急務となっている。しかし、特に我が国の産業の中心である中小企業では、DXを進めるための知識の習得と実践にコストと時間をかけられないのが実情である。このため、学習・訓練に投資効果の高い課題解決型（PBL：project based learning）の人材育成を取り入れていく必要がある。

【提案】

PBLの人材育成を推進するために実効的かつ具体的な産学連携の推進を提言する。

1. 産学連携の継続的仕組みづくりと投資：5G、XR（ARなど）、IoT、AI、フィンテックなどの実践教育資料作成、指導者育成などに対する支援（例：次世代を担う人材育成enPiTの拡大適応など）
2. 最新のIT人材シフトへの再教育支援（リスキリング）：DX等の先進専門技術習得者への職業訓点助成金産学連携の実施企業に対する補助金制度の設定
3. 社会人へのIT教育の補助金：特に情報教育を受けていない年代層（35歳以上）、管理者層へ教育講座・資格検定補助

IT人材としての定年退職者および海外人材の活用

【現状の課題】

また少子高齢化が続く中、IT人材の絶対量が不足している。

【提案】

1. 定年人材の活用

技術と実践力を持つ人材が定年退職する際、その「知識と技」を活用する機会に恵まれていない。これらの方々に教育、訓練の指導者として活動いただくため、以下を提案したい。

＜IoT 等に関する授業、実践のための教員育成制度の設定＞

企業経験者：学び直しによる教育論受講

教育経験者：実践体験（経営論、組織論、設計〔原価計算、スケジュール化含む〕）、プロジェクトの作り方

2. 海外人材の活用制度

- 海外人材（インド、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンなど）の採用を促進すべく、これら外国人の採用に対し、半年分の企業補助金制度の創設を求めたい。
- 一定の日本語と高度なIT 知識を持つ者への補助金（半年間）を求めたい。

セキュリティ専門人材の拡充と支援の強化

【現状の課題】

コロナ禍においてデジタル化がさらに加速し、セキュリティインシデントの事例も増加。NRIセキュアの調査*¹によると、日本企業は海外と比べて、セキュリティ人材が圧倒的に不足している状況が見られる。NISCが今年6月に発表した「サイバーセキュリティに係る人材の確保、育成、活躍の促進に係る政策課題」*²でも、セキュリティ人材の拡充の必要性について述べられている。人材の育成は急務であり、社外のセキュリティ教育を活用しながら専門人材の育成をしていく企業は多い。

【提案】

セキュリティ教育は一般的に費用が高いため、政府によるセキュリティ教育受講への金銭的な支援をお願いしたい（IT導入補助金のような）。経営者がセキュリティ教育にリソース（ヒト、資金）を割くためには、政府からの何等かの強制力も必要である（規制など）。

参考)

【法令】

サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）
・第二十二條 人材の確保等 ・第二十三條 教育及び学習の振興、普及啓発等
デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）
・第二十五條 人材の育成

【予算】

総務省：令和4年度総務省所管予算概算要求の概要
・サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の構築 7億円（3年度 2億円）
・ナショナルサイバートレーニングセンターにおける人材育成 14億円（3年度 12億円）
経済産業省：令和4年度経済産業省関係 概算要求
・サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業 6.5億円（2年度4.6億円）
・中小企業サイバーセキュリティ対策支援促進事業 2.9億円（2年度4億円）
・サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 20.4億円（2年度20.0億円）
・産業系サイバーセキュリティ推進事業 20.0億円（2年度19.3億円）

*¹ NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
<https://www.nri-secure.co.jp/blog/security-human-resource-development>

*² NISC “DX with Cybersecurity”実践に向けた人材の確保、育成、活躍促進に係る主な政策課題と方向性
https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/jinzai_houkousei.pdf

③ 地方のDX

地方自治体の共通したシステムの構築と行政のIT化

【現状の課題】

政府は、2025年度末までに、自治体ごとに異なっている行政システムを共通化する方針を示している。各自治体のシステムを標準化することによって、さまざまなメリットが生まれることは言うまでもないが、地方の行政システムをも大手企業が管理することになると、地方のIT産業の衰退を招く事態となり、これは国全体のIT化推進の視点からすれば本末転倒となる。

行政のデジタル化においては、民間の意見を取り入れることで、利便性が高く、利用者に優しいシステムを開発することが可能となり、各自治体間の共同利用にもつながっていくことが期待できる。

【提案】

大手企業と中小企業の役割分担を明確にし、各地域の状況に応じて柔軟に対応できる中小のIT企業の特性を活かせる施策を講じるべきである。

地方自治体と民間企業が広く協力して、オープンデータやアプリケーション開発の取り組みを進められるようなスキームを構築することを目指すべきである。

地方のIT企業の活用

【現状の課題】

現在、IT業界に限らず、東京に人・金・情報のすべてが集中している現実があり、このまま少子高齢化が進めば、地方の過疎化に伴い、地方の弱体化が加速するという危機的な状況が予想される。

地方の衰退を未然に防ぐために、ITを軸とした地域のイノベーション創出と地域の活性化をもって、より魅力的な地域とすること、また、地方経済をしっかりと守ることが必要となる。

【提案】

こうした地方創生のためにも、地域の事情を熟知する各地方のIT企業を積極的に活用すべきである。

観光業界のDXとデータプラットフォームの導入

【現状の課題】

コロナ禍において**観光業界はかつてない危機的な状況**となっている。一方で海外でのアンケートを見ると、アフターコロナに訪問したい国で日本はトップとなっており、コロナ禍の終息後には再び多くの外国人旅行者が来日されることが見込まれる。

厳しい状況ではあるが**外国人旅行者数2030年6,000万人と政府が掲げる目標を達成**するために、受入環境整備に取り組む自治体・DMO、積極的な投資をして、宿泊施設などに対して、**観光庁は「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」（予算550億円）**などにおいてDXやハード面での支援策を実施している。

コロナ化は今まで中々進まなかった観光業のDX（チェックインの自動化やキャッシュレス化、入場チケットの電子化、事前予約などによる待ち時間の削減など）を感染症対策の点から一気に加速させたが、更なる推進が必要。

ニーズがある地域において、合わせて宿泊データなどDXによりもたらされる**各種データを分析し、戦略に落とし込むデータドリブンが必要**である。また自治体やDMOなどが**正しい情報に基づいた戦略策定には観光データプラットフォームの構築も必要**である。

コロナ禍により**テレワーク**をするためのシステム整備と就業規則などが整備され、**オフィスに行かず、どこにいても働けることが当たり前**になった。企業でも多様な人材の確保という経営戦略の観点や働き方改革による生産性の向上を目的に導入が増えている。それに伴いワーケーションや**2拠点居住**（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）をもうける暮らし方のこと）等に対応する新たな商品開発やサービス構築が必要。

また、コロナ禍前に問題となった**オーバーツーリズムを起こさない**ように、観光地側で「来てほしい」人を明確にイメージし、「来てほしい」人を中心に誘致していくことが重要。デジタル上で顧客の顔を「見える化」して、来て欲しい人だけにマーケティングを行い、こうして来ていただいた人が意識や行動にも一定の責任を持ってもらうことで、一緒になってよりよい観光地を作っていくという動きが、コロナ禍だけでなくアフターコロナ時代にも、観光を促進していく解となると考える。これを支えるのがMaaSであり、情報銀行であり、都市OSであり、スーパーシティ・スマートシティの役割であると考えられ、観光業界のDXが必要不可欠である。

【提案】

- ①**観光業界のDX**
- ②ニーズがある地域において、自治体やDMOでの**観光データプラットフォームの導入推進**
- ③**ワーケーションによる地域活性化の実現**

観光業界のDXと生産性の向上

【現状の課題】

中小企業を主体とする観光産業にとって、DXを推進するには、個々の事業者が正対するのは**予算的にも人材的にも困難**である。

地域全体で共有し共創が可能なDXプラットフォームの導入、行政のデータやパーソナルデータ等データの利活用を行なうことによって、**生産性の向上**や**高収益なマーケティング**が出来る**次世代の観光IT人材の育成**が急務である。

【提案】

地域の観光産業全体で共有可能なDX基盤の導入促進を図り、他の業界から比べ、マーケティング機能、CRM、商品造成力、プロモーション機能等が極端に遅れている事による低生産性及び低収益性の解決を促すことにより、**地域経済の活性化に寄与する政策を推進**するべき。

その為には、**地域でのIT、マーケティング人材の受け入れや育成**を積極的に推進するべき。

公職に係る選挙におけるインターネット投票の実現

【現状の課題】

第49回衆議院議員選挙（2021年10月31日）における投票率は戦後3番目の低さであった。また、近年の選挙においては、若年層ほど投票率が下がる傾向が顕著であるとともに、総務省による第48回衆議院議員選挙年齢別投票状況調査 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000528774.pdf) によると、70歳代がピークとなる投票率が80歳以上では顕著に下がっている。その他、新型コロナウイルス隔離者を含め、投票所に容易にアクセスし難い者が多数存在する。

【提案】

- デジタルネイティブ世代、投票所へのアクセスが難しい高齢者等の投票率向上ためにも、最新のデジタル技術を活かした柔軟な投票を可能とすることが急務。
- 負担軽減等のため、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用も視野に入れた、インターネット投票の実施に向けた実務的な検討を開始し、国民的な議論を喚起するとともに、投票行動の変化に関する社会学的検証等を踏まえた上で、可能な規模・方法により、導入を進めるべきである。
- 最新技術の採用、随時アップデートやセキュリティリスクへの即応を可能とするとともに、選挙制度は公職選挙法はじめ法令により全国共通の規律が多いこと等を鑑み、全国の自治体が共通して利用できるクラウド型の基盤システムや選挙のための汎用アプリを活用することも視野に入れた検討を進めるべきである。

④ 防災・災害対応のDX

災害対応のデジタル化（高度化）

【現状の課題】

近年、台風・大雨などの**自然災害が頻発化、激甚化**しており、令和元年における水害被害額が全国で約2兆1,800億円に達し統計開始以来最大となり、令和3年も熱海市の土砂災害をはじめ、全国各地で災害が後を絶たない。また、新型コロナウイルス感染症など国民の安全・安心を脅かす脅威は多様化しており、**コロナ禍での避難所運営**といったこれまで**以上に効率的かつ非接触での対応や衛生面の配慮**が求められるようになっている。

一方、こうした**災害対策を行う自治体の現場では、予算や人手不足**に加え、被災状況調査、避難所運営などの場面において、**非デジタル手段による災害対応の遅れが、災害時における対応の迅速化を阻害**する理由の一つと考えられ、今後、デジタル化による改善の余地が期待される。

【提案】

災害時における住民の位置情報の把握、住民への迅速な避難誘導、罹災証明申請案内などの住民対応の各フェーズにおいて、リアルタイムに情報収集し、住民一人ひとりの状況に最適化した各種支援をシームレスに提供できるよう、**スマートフォンを活用した被災者向け遠隔サポートシステム・関係機関との情報連携体制の構築**について、**社会実装を前提とした実証費用への助成**を拡充すべき。

災害後の避難所生活において、避難者に入浴・手洗いを喚起し、避難者の感染症含む健康リスク・精神ストレスを回避しながら、**避難所の清潔な衛生環境を確保するため、AIやIoT技術を活用し、簡易に整備できる安全な水の再生処理技術の導入ソリューション**について、**自治体が導入するに当たり負担となるコストへの助成**を拡充すべき。

有事における緊急オペレーションのクラウド活用と情報共有

【現状の課題】

新型コロナウイルス感染症に伴う保健所や医療機関のシステムやオペレーションが紙を利用した従来型であることから、情報やシステム連携、作業を行う国民への負荷、さらには統計上も問題があるのが現状である。これまでプライバシーやセキュリティの観点から、システム構築時にはクラウド活用の検討にも至らずに、オンプレミス型での構築が行われている。しかし、パブリッククラウドやプライベートクラウドの方が、運用や保守、さらには機密性の観点においても有効性や効果は高く、特に医療関連機関においては、クラウドの活用と情報やシステムの連携を考えたシステムやネットワーク構築が必要であり、本対応を行わなければ、日本の情報技術やオペレーション、組織間連携はさらに他国から遅れを取るようになる。

【提案】

今後、国内において各種災害や感染症などが発生した際に、より効率的に、かつ、より国民の安全が担保されるよう、直近の災害や感染症などを例に、政府機関、地方自治体、医療機関や保健所等のオペレーションについて、クラウドを活用して情報共有を行うとともに、各種事務作業の抜本的改善や見直しを行うべきである。

防災分野におけるパーソナルデータの有効活用

【現状の課題】

避難計画の策定や避難時の要支援者の把握などの**事前防災**から、**災害時**の避難、**被災後**の復旧等に至るまで、各フェーズにおいてパーソナルデータが密接に関わっている一方で、パーソナルデータの有効活用の観点では、**官民等組織を跨るデータ流通**や**緊急時の許諾取得の在り方**などの課題が存在している。

官民が連携することにより、これらの課題をクリアにしたうえで**ルール整備**を行うことで、より安心して暮らせる社会を実現するとともに、**防災分野における民間参入の促進も期待**できると考える。

【提案】

防災・減災に資するパーソナルデータの活用の在り方を議論し、有効活用を図るべき。

⑤ 教育のDX

GIGAスクール構想推進

【現状の課題】

GIGAスクール構想推進においては、ネットワーク整備・端末整備とあわせて、セキュリティ、フィルタリング対策も同時に検討すべきものである。一人一台の時代においては、今まで以上に児童・生徒が危険に晒される可能性が高まることが想定される。予算都合で対策ができず、児童・生徒をサイバー攻撃の脅威や、情報漏洩を起こすような自治体があってはならない。

【提案】

全国の自治体の対策状況について調査し、対策ができていない自治体については追加補正を行うなどによる整備の推進を要望する。

参考)

【予算】文部科学省：令和4年度 文部科学省概算要求

- 学校への組織的な支援体制の整備、ICT活用の指導力向上支援等 68億円(3年度 4億円)
- 学習者用デジタル教科書普及促進 57億円(3年度 22億円)
CBTシステム(MEXCBT:メクビット)の機能改善・拡充 10億円(3年度 6億円)
- 全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた取組の推進 6億円(3年度 1億円)
- 教育データサイエンス普及のための基盤整備等 4億円(新規)

高校版GIGAスクール対応における環境整備への予算確保

【現状の課題】

「情報Ⅰ」が必修科目となり、学校における高スペックPCや通信環境の整備が重要な課題となっているが、地方自治体任せとなっているのが現状である。また、選択科目として「情報Ⅱ」があり、「情報Ⅱ」は「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、問題の発見・解決に向けて情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力やコンテンツを創造する力を育む選択科目として設置している。より専門的な科目も準備されていることから、高校の環境整備は重要な課題だと考えられる。

【提案】

デジタル庁にて、高校版GIGAスクール対応における環境整備の予算を確保していただきたい。

小学校、中学校では、GIGAスクール対応において、国策としてPC、通信環境など整備してきた。高校では、今後さらにプログラミング教育に対応した環境（高スペックなPC、更なる通信環境など）が必要であるが、「情報Ⅰ」の教育、大学入試に必修科目となるための準備としては、個別の家庭に依存する形となっている。一律の環境を国が整備することは、デジタル人材の不足を補い、国力の底上げにつながる要素の一つと言えるため、国（デジタル庁）において高校版GIGAスクール対応における環境を整備していただきたい。

参考)

【予算】デジタル庁でのコントロールの下で

- 補正予算要望額：1500億円
- 公立高校の高スペックPC購入費の全額助成（無償支給）
- 私立高校の購入は、半額補助

教育分野のデジタル化促進と情報銀行の連携

【現状の課題】

コロナ禍で、これまでの教育の在り方が見直されるこのタイミングにおいて、**教育分野のデジタル化を加速**していくべきである。中国ではコロナ禍でEduTech分野が大きく伸びたと聞く。一方で、**日本では単なるオンライン授業ですら、ほとんど実施できていない。**

Nextコロナに備え、また特別な事情により良い教育が受けられない子どもたちのため、教育分野のデジタル化の推進は必須と考える。学習をサポートするITツールなどの活用が進む中国その他の国々との教育環境の差は、**今後の日本の相対的国力の低下に繋がりがねない大きな問題**である。

ICT環境、教育コンテンツ、サポート体制等の整備は喫緊の課題であることから、**GIGAスクール構想をより一層推進**していくことが求められる。他方、GIGAスクール構想の促進に伴って教育の多様性が生じ、様々な履修形態や個人の学習成果が創出されることが想定される。**多様な履修履歴や学習成果などをデータによって可視化および価値化し、機微性の高い情報を安全に利活用する仕組み**として「情報銀行」がJAPAN e-Portfolioの役割を担うなど、改めてJAPAN e-Portfolioの再構築と推進が期待される為、上記を要望する。

【提案】

データの保護と利活用について多方面の専門家を入れて調査研究した上で、教育分野のデジタル化を推進し、より高度な教育を実現すべき。

自分の意思に基づいてデータを利活用するしくみとして、例えば、情報銀行などのデータ活用の仕組みを教育分野にも適用し、個々の子どもへの高度な学習支援・進路支援を実現すべき。

⑥ 医療・健康のDX

オンライン診療・服薬指導の普及促進に係る規制の見直し

【現状の課題】

オンライン診療・服薬指導は厳しい要件の下で可能とされていたが、時限的に大幅に緩和されている。これを恒久的な制度にするとともに、この普及促進に役立つよう、規制を変えるべきである。

【提案】

1. コロナ特例と新ルールの連続性

医療機関や企業が新しいルールに対応した先行投資を行っていくためには、コロナ特例と新ルールが連続していることが極めて重要である。

- コロナ特例では、初診/初回からの服薬指導も可とされ、新ルールにおいても、2021年6月、「薬剤師の判断により、初回からオンライン服薬指導も可能とする」との閣議決定がなされた。初回の定義には、その患者に服薬指導を行ったことのない薬剤師による服薬指導が含まれると理解しているが、この点を明確にしていきたい。
- 「薬剤師の判断により」対面で服薬指導を行う場合について、ガイドライン等で薬剤師の判断に対する厳格な要件を設定するのではなく、薬剤師自身が個別の患者の状態や服薬指導の中身を踏まえた上で、広くその裁量で可否を判断できるようにすべきと考える。
- 現行法令の下では、同一薬剤師による指導要件や当該薬剤師による服薬指導計画策定もオンラインに限り課されているが、患者の自由な薬局・薬剤師選択を制限する規定であるとともに、当該計画に記載する緊急時の処方医・医療機関の連絡先などの内容もシステム上で蓄積することが可能であることから不要と考える。
- 電子処方箋の普及には時間がかかる可能性もあるため、これが十分進むまでは、ファクシミリ等での送付も可能としていただきたい。併せて、地域の薬局を含む全国の薬局への電子処方箋の普及推進策も積極的に講じていただきたい。

2. 薬剤調剤業務の外部委託化および処方箋40枚当たり薬剤師1人の配置規制緩和

3. オンライン診療および服薬指導に係る診療報酬の見直し

一定期間内に対面指導を行う要件やオンラインを全体の1割以下とする要件は撤廃していただきたい。

4. オンライン診療および服薬指導普及に係るシステム投資への補助

オンライン診療および服薬指導が広く普及するよう、システム導入にかかる補助制度の創設を求めたい。

オンライン健康医療相談サービスの高度化

【現状の課題】

核家族や単独世帯の増加、さらには今般の新型コロナウイルスの感染拡大等の要因により、自身の健康に関する不安や懸念を持ちながらも、**適切な対応や診療科が分からない、院内感染の不安から事前の相談なしに通院することは避けたい**といった悩みを抱える人々が増えている。そういった中で、相談を受けて適切な対応に振り分ける機能を担うオンライン健康医療相談サービスへの期待が高まる一方、自治体や企業は、予算面での制約や、住民の健康増進/企業の健康経営に関する成果の短期的な可視化の難しさといった要因から、**なかなか導入に踏み切れなかったり、対応時間が平日・日中に限られる電話窓口の設置に留まっていたり**といった実情がある。

【提案】

- ① 自治体・企業等に対する、オンラインサービス導入・利用にかかる費用への助成・支援
 - ・ オンラインでの健康医療相談サービスを新規に導入・利用しようとしたり、電話窓口からのスマートフォンアプリ化を図ろうとしたりする企業・自治体に対して、その**費用を助成・支援**することで普及拡大を促進すべきである。
- ② 質の高いサービスを提供する事業者の認定・周知
 - ・ 様々な品質のサービスが存在する中で、国が高品質な**オンライン健康医療相談サービスを認定し、企業や自治体に周知**することで、活用するサービスの選定を円滑化し、安心して契約できる環境を整備すべきである。

⑦ 企業のDX

セキュリティ対策の最低限のレベルの底上げと協調

【現状の課題】

セキュリティ対策はISO27000シリーズを始めとした、組織的、かつ、表層的な対策でしか語られることはなかった。しかし、アメリカではSTIGやCISコントロールやベンチマークのように、より具体的、かつ、技術的ながら、簡易的に実施できるセキュリティ対策が示されている。

日本も特に公的機関との取引やサプライチェーンリスクに中小企業などが、技術的、かつ、具体的な指針や保護方法が示され、簡単に実現できる環境を整備するべきである。

セキュリティ対策はその基本を行っておかなければ、いつまでも脆弱な状態で組織運営をしている現実を忘れてはならず、日本のセキュリティレベルの底上げを行ったうえで、各ガイドラインに沿った対策を実施すべきである。

【提案】

我が国では、兼ねてよりサプライチェーンリスクの問題が叫ばれているが、根本的な解決にはいまだ至っていない。そこで、日本においてもより具体的、かつ、技術的ながら、簡易的に実施できるセキュリティ対策を促し、我が国のセキュリティレベルをあげる必要がある。デジタル庁や内閣サイバーセキュリティセンターが中心となり、そのようなセキュリティ協調領域の対策を示していくべきである。

ゼロトラストを前提とした基盤・制度へのシフト

【現状の課題】

コロナ禍や働き方改革により、社員が社内の情報にアクセスする場所はオフィスにとどまらず、テレワークの活用によって、自宅やサテライトオフィス、移動中、外出先など、オフィス以外のさまざまな場所からアクセスするようになった。またアクセス先も社内情報だけでなく、今後は一層のクラウド活用や、パートナーとのコラボレーションも活発となる。

【提案】

利便性とセキュリティ対策のバランスをとり、「ゼロトラストネットワーク」の活用が今後ますます進んでいくことが予想される。ゼロトラスト基盤の活用は、接続のための厳格な認証、許可の上に成り立っており、接続環境 本人、デバイスなどの認証の仕組み、基準、ガイドラインなど政府から出してほしい。

参考)

【法令】

サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

- ・第二条 定義
- ・第三条 基本理念

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）

- ・第二十二條 高度情報通信ネットワークの安全性の確保等

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

- ・第三十三條 サイバーセキュリティの確保

【予算】

総務省：令和4年度予算概算要求の概要

- ・ テレワークの推進 3.1億円 (2.7億円)

製造業のDXに伴う制御システムへのリスクへの対応

【現状の課題】

製造業（例えば工場）のDX化に伴い、今までクローズドなネットワークの中で閉じていた制御システムや制御装置が、制御システムからでるデータの活用やリモートメンテナンスなどのサービスの活用などのために、オープンなネットワークに繋がってきている。一方で、セキュリティ対策が不十分であり、リスクを踏まえた対策が製造現場では十分にできていない。IPAは、制御システムセキュリティガイドラインを出しているが、電力事業者以外は対策が進んでいない。

【提案】

昨今の工場、製造現場におけるDX化を踏まえた制御システムへのリスク対応について政府から事業者に対策を求めるような強制力が必要ではないか。（事業分野別のガイドラインや、規制など）

参考)

【法令】

製造物責任法（平成六年法律第八十五号）

・第三条 製造物責任

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

・第三十三条 サイバーセキュリティの確保

【予算】

経済産業省：令和4年度 経済産業省関係 概算要求

- ・ 地域未来 DX 投資促進事業 16.9 億円 (3年度 11.7 億円)
- ・ 産業DXのためのデジタルインフラ整備事業 25.0 億円(3年度新規)
- ・ 産業系サイバーセキュリティ推進事業 21.0 億円 (3年度 19.4 億円)
- ・ サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策促進事業5.6 億円(新規)
- ・ 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業 3.4 億円 (3年度 2.0 億円)
- ・ サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 20.5 億円 (3年度 19.3 億円)

マイナポータル[○]の推進と業務の集約

【現状の課題】

現状では、e-Govとマイナポータルの両方に対応しなければならない。将来的に統合されたほうが、企業利用者も使いやすい。

今後は、マイナポータルにて、医療費控除や確定申告等の簡便化などが推進されていく。現存するマイナポータルとe-Govについて、段階的に統合を進めることで、個人、企業、そしてデータ連携するソフトベンダーや、関係する団体やサービス企業などの施策や投資も集中化し、企業業務の効率化や、従業員個人の利便性がより早く促進される。

【提案】

1. マイナポータルとe-Govは、統合していただきたい。

マイナポータルの提供サービス拡大に当たり、社会保険届出に関しては、e-Govからスタートし、マイナポータルが後発。健康保険組合への届出は、マイナポータルだけ対応となっている。

2. 国が率先して保険会社のマイナポータル連携を進めていただきたい。

年末調整における保険料控除申告に使用する証明書について、マイナポータル連携している保険会社が少なく、保険会社も積極的に取り組んでいるとは言い難い。

国税提出情報の利活用

【現状の課題】

「内閣官房IT総合戦略室にて検討されている、「ベースレジストリ戦略」における「企業の決算情報のDB化」について、非上場企業の決算情報を集約し、経営指導や、融資相談等に活用することを目的として、新たに決算情報DBを構築し、民間企業からこのDBに決算情報をアップロードして公開するとした検討がおこなわれている。しかし、改めてデータ集約のためのインフラやその仕組みを構築するよりも、現状国税に提出済みのデータの利活用を検討いただくほうが、効率的である。

【提案】

企業決算については、法人税の電子申告（e-Tax）をしているならば、財務諸表や法人事業概況書や勘定科目内訳書は添付され、デジタルデータとして提出されている。これらの国税提出情報を利活用すれば、企業側の二度手間を省き、別途のシステム対応も不要となる。国税への提出情報の再利用が規制上許可されないなどの課題があると想定するが、その点の改革検討を進めていただきたい。

参照) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「ベース・レジストリの指定について」P7

(<https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/SpecifyingBaseRegistry.pdf>)

所得税法、法人税法、消費税法、電子帳簿保存法および関係法令の改正

【現状の課題】

- ユーザーの利便性の観点: 現行法が非常に複雑で分かりにくく、電子帳簿普及の阻害要因に。
- 社会的システム・デジタル化の観点: 現行法は紙の存在を前提とした制度となっており、社会的システムのデジタル化におけるコンセプト「発生源からのデジタル化」とはミスマッチ状態に。
- データ利活用の観点: 現行法には、帳簿をデジタル化することによるデータ利活用の観点がない。電帳法制定当初は、ペーパーレスによる業務効率化やコスト削減等が最重要課題であり、データ利活用の観点は求められていなかった。
- デジタルガバメント(行政側の業務改革 [BPR])の観点: 現行法改正では「税務行政の将来像2.0」(国税庁)に示されたゴールに到達しない。

【提案】

所得税、法人税、電子帳簿保存法および消費税法等で個別に定められている「帳簿・書類の保存」に関する要件を再整理し、社会的システムのデジタル化を見据えた形での新しい「電子帳簿保存法」を制度化していただきたい。

- ユーザーの利便性の観点: 制度の簡素化・一本化を行うことで、ユーザーにとっての利便性を高め、電子帳簿の普及拡大につなげることができる。
- 社会的システム、デジタル化の観点: 最初の記録段階から一貫して書類、帳簿を作成し、電子申告まで繋げる一連のプロセスとして、電子帳簿を位置づけなおす必要がある。
- データ利活用の観点: データ利活用による新ビジネスの創出の可能性についても考慮すべき。
- デジタルガバメントの観点: ゴールに到達出来るように制度を再建すべき。

デジタル化による年末調整の新しいあり方に関する納税環境整備

【現状の課題】

本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整が、近年における税制の複雑化とともに、確定申告より複雑な処理となる現象が発生している。この対応に、民間、行政双方で多くのコストを費やしており、社会的な非効率が発生している。

【提案】

「デジタル化による年末調整の新しいあり方に向けた提言(別紙2)」の第1ステップを実現するため、以下を要望する。

1. デジタル化による年末調整業務のBPRの必要性を、令和4年度税制改正に明記

年末調整は確定申告の「簡易版」であると明確に位置付け、年末調整業務の業務プロセスの根底から見直す「デジタル化」を進めていくよう明記していただきたい。また、以下の4つのポイントを踏まえてほしい。

- ・発生源でのデジタル化
- ・原始データのリアルタイムでの収集
- ・一貫したデジタルデータとしての取り扱い
- ・社会的コストの最小化の観点での、必要に応じた処理の見直し

2. 給与支払毎のデジタルでの報告に関する制度設計の開始

3. 控除証明情報のデジタル収集の環境整備

- ・ 行政が定める標準フォーマットのデジタルデータで発行する控除証明の対象を拡げる
- ・ 証明発行元・従業員・事業者・行政間で、デジタルデータで控除証明情報の授受・連携を行う
- ・ 控除証明情報を突合するキー情報には、マイナンバーを用いる

4. 年明けでの年税額計算業務の実施

年末調整を簡易にするために、「確定額」での調整計算を可能としていただきたい。年末ではなく、年間の支払額が確定した翌年1月上旬から中旬にかけて、給与所得額、控除額、年税額の計算や徴収済税額との精算を行えるような制度設計に変更していただきたい。

電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化

【現状の課題】

2023年10月のインボイス制度導入を見据え、バックオフィス業務の効率化を図る観点から、請求に係るデータ（「電子インボイス」）の円滑なデータ連携が可能となるよう、標準仕様の策定が不可欠となっている。電子インボイス推進協議会(EIPA)では、「電子インボイス」の日本標準仕様について、中小・小規模事業者から大企業に至るまで幅広い事業者が、容易かつ低コストで利用できるものとするのが不可欠であり、同時に、グローバルな取引にも対応できるものとするのも重要であるとの認識に立ち、「Peppol（ペポル）」をベースとして採用することを決定した。しかし、これを我が国で利用するには、現在の標準規格を拡張し、日本の法令・商習慣等に対応した「日本標準仕様」の策定が必要となる。また、中小・小規模事業者が利用しやすいコスト感でサービスが提供されることも重要となり、官民一体となった推進体制の構築が不可欠であると考えている。

【提案】

EIPAは「日本標準仕様」の策定と普及促進を進めていく所存であり、政府に以下の役割を要望したい。

- 「日本標準仕様」の策定に向け、「Peppol」の運営管理組織（OpenPeppol）との交渉等につき、政府が積極的な役割を担うこと。
- 「Peppol」の枠組みの中で、政府が「日本標準仕様」に係る適切な管理・運用体制を構築すること。
- 「Peppol」をベースとした日本標準仕様の「電子インボイス」の利用普及について、周知広報のみならず、とりわけ中小・小規模事業者が利用しやすくなるようインセンティブ等を設けること。

参考) 「Peppol」とは：欧州を中心に既に30か国以上で利用されている、「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」等に関する包括的な国際標準規格。近い将来、アジアも含めた欧州域外での利用が急激に進むことが想定され、まさに受発注や請求といった商取引に関する電子文書の「グローバルスタンダード」となる可能性が高いものである。

郵便物受取のオンライン化

【現状の課題】

「どういった内容の文書を」「いつ受取人が受領したか」を証明するために用いる内容証明郵便は、オンラインでの差出は可能であるのに、受取人となる企業は紙での受領を余儀なくされ、出社の必要がある。以下の制度を整備することにより、テレワークが推進される。また、内容証明を利用していない官公庁・自治体等からの各種通知・照会も同制度を用いることが可能となり、官民のDXを加速できると考える。

【提案】

1. 従前の郵便制度で発送された郵便を、出社せずに受領できるようにする方法

郵便制度で受け付けた信書を、住所・居所以外の場所でも受領を可能にすべきである。方法としては、

(1) 郵便局自身が内容証明郵便の内容を電子化して電子私書箱に配置する方法

現状、郵便局が郵便物を電子的に複製することが認められていないが、内容証明郵便を認証する郵便認証司の事務（郵便法58条1項）に文書の電子的複製を追加することで、郵便局自身が内容証明郵便の電子化を行えるようにすることを検討すべきである。

(2) 郵便の転送に係る厳格なルールを緩和し、受取人が指定する者に転送し、同人が電子化する方法

郵便の転送は、住所・居所変更時（郵便法35条）など限られた場面でしか認められていないが、要件を緩和し代理受領が容易になれば、代理受領した者が郵便を電子化することで可能になる（※昨年度の提案への回答で現行の内国郵便約款に規定されているとの回答があったが、両条に規定する場合以外で名宛人住所以外への転送は認められていないと認識）。

2 郵便制度とは異なる新たな制度を設計して目的を達成する方法

電磁的方法で作成・送信・受領される文書についても、公的機関が証明し、内容証明郵便と同等の効果を生じさせる制度を創設すべきである。内容証明郵便を利用する場面は、債権譲渡の対抗要件具備、訴訟上の手続き等複数存在するが、多くの手続きにおいて、法令上、物理的な送達手段しか想定されていない。これらの手続きのうち、債権譲渡通知による第三者対抗要件具備についてSMSによる通知を可能にする法改正（産業競争力強化法の改正）が行われるなど、新たな制度を創出する試みもあるものの、現在内容証明郵便が果たしている役割を電子的な通知が担うには制度面の手当てが不十分である（包括的データ戦略の枠組みにおいて新たなトラストサービスの確立について検討されているところであるが、取り組みの更なる加速が必要）。

レシートデータの電子化の推進

【現状の課題】

フランスでは環境保護の一環で電子レシートが一部義務化されており、日本でも同様にレシートデータの電子化を強く推進すべきであり、また、レシートデータ(購買データ)はパーソナルデータとしての価値が高く、電子化が普及しデジタルデータとして扱えるようになることで、そのデータを活用した新たなサービス・価値が生まれると思われる。

国内のデータ流通・利活用の推進にも貢献する為、その点においてもレシートデータの電子化推進を希望する。

【提案】

レシートデータの電子化について、普及に向けたさらなる取り組み・制度化を要望する。

義務化などを含めた議論を行い、電子レシート普及を推進するべき。

FAXの削減

【現状の課題】

公共機関を始め、FAXを用いた業務を行っている組織は、「パソコン（ワープロ）」で文書作成→送信→受信→紙媒体をもとに再入力、といった、業務を非効率にする対応を行っている。また、紙が紛失した場合、どこにどのように漏洩してしまったのか、経路や持ち主を特定することができない。既に電子的な対応によって解決が行えるにもかかわらず、いまだFAXを使用したオペレーションは変わっていない。

【提案】

FAXの利用は、業務の非効率を招き、セキュリティ上のリスクも高い。廃止を目指し、早急にFAXを用いた業務を削減し、より電子的な対応が行える環境整備を強く求める。

組織間で用いるEメールの削減

【現状の課題】

今の電子メールの原型は1972年に開発され、SMTPは1982年に開発され、国内では、1989年に、メールにウイルスが添付されたインシデントが確認され、それ以来、メールセキュリティと向き合ってきたこととなり、特に1999年以降はウイルス付きメールが活発化している。つまり、約30年（活発化後から見ても約20年）もの間、情報交換の仕組みが変わっていないことになる。メールはこれまでも多くのサイバー攻撃のきっかけとなり、またPPAPといった業務の非効率性を生み出している。さらに昨今では企業の8割はスパムメールであるといった現状もある。そのため、企業で用いているメールは可能な限り削減し、コミュニケーションツールを用いた情報交換に早く移行すべきである。

【提案】

我が国の組織間における情報交換の主体はEメールであるが、昨今コミュニケーションツールの開発や普及が進んでいる。またファイル交換などにおいてもクラウドストレージなどのサービスも多数存在している。

情報交換の手段として用いてきたEメールは、サイバー攻撃の元凶と言っても過言ではなく、コミュニケーションツールやクラウドストレージなど、クラウドサービスを活用した新たなデジタル環境に早急にシフトすべきである。

なお、Eメールを使用する場合は、最低限セキュアなメール環境に移行すべきであり、DMARC（DKIMやSPF）を利用し、なりすまし防止対策を必須にする必要がある。

古いIoT機器類（ルータ等）の削減

【現状の課題】

国内ではIoT化が進み、ネットワークに接続する機器が増加している。新しい機器が開発されている中で、サポートが切れた古い機器が残存し、ルータなどの機器もサポートが切れているにも関わらず、使用を続けている現状がある。

セキュリティ上のリスクの高い機器類については、早急に排除し、より新しい機器やソフトウェアによる対応を行うよう、働きかける必要がある。

【提案】

メーカーサポートが切れたIoT機器（ハードウェア・ソフトウェア）を政府が積極的に廃棄するように働きかけ、国内のより安全なIoT化を推進頂きたい。

⑧ 金融財政のDX

銀行法の改正

【現状の課題】

- 課題1：銀行入出金明細データをどれだけ加工をしても、現行法上、管理が必要なデータのままとなる。
- 課題2：情報の利活用が制限されている。
- 課題3：銀行に強い監督権限を認めている。

【提案】

- 課題1への提案：データの質の変化など、一定の基準に基づいて、加工情報を銀行法その他関係法令上の管理対象外とすることを明記する。
- 課題2への提案：お客様の情報はお客様のものであることを明文化し、お客様が自ら望むように情報を利活用できるようにする。
- 課題3への提案：一定の条件のもと、データが銀行の監督下から外れるようにしていくとともに、できるだけ銀行による監督ではなく、中立的な自主機関である「電子決済等代行業者協会」による監督によるものとしていきたい。

給与デジタルマネー払いの早期実現

【現状の課題】

給与デジタルマネー払いは、銀行口座の売買等の不正対策から在留期間等によって口座開設が難しい外国人労働者にとって母国への送金がしやすい等のメリットがある。また、現在は給与が振り込まれた銀行口座などからアプリに入金して利用する必要があるが、この手間が省け、労働者の利便性向上にもつながる。更に、キャッシュレス決済への対応が遅れている行政手続きサービス、税金、医療費等の支払いのキャッシュレス決済導入の後押しにもなると考えられる。

【提案内容】

本制度改革は2020年度に閣議決定され、同年度中の制度化を目指すとされていたが、未だ実現していない。現在は労働政策審議会 労働条件分科会にて審議が進められているところであるが、早期に労政使合意がなされ、実現するよう求めたい。

現在、労働条件分科会では、不正引出しに際しての補償レベル、資金移動事業者が破綻した際の貸金保証、滞留規制対応等への懸念等が取り上げられている。しかし、資金移動業の適正な運用に関しては、資金決済法等の関係法令等により、履行保証金の供託、システムリスク管理、その他利用者保護等に関する措置はすでになされている。また、給与のデジタルマネー払いを行う資金移動業者に関しては、更に労働基準法施行規則等において、民間保険等による保証や適時の換金、不正引出しの対策・補償等は要件化され、資金移動業者からの申請に基づき、要件を満たす業者のみを厚生労働大臣が指定するという二階建ての規制にて監督指導される体制となることを厚労省が示している。更に、企業による本制度の導入は義務ではなく、選択制である。労働者側も同様に、制度を利用するか否かを選択することができる。

資金移動業アカウントによる給付金受取りの実現

【現状の課題】

- 2020年に政府が新型コロナ対策として銀行口座への振込で支給した特別定額給付金10万円のうち、利用されたのは6%～27%だった（株式会社マネーフォワード発表）。資金移動業アカウントは、支払いや送金といった為替取引のために使われるものであり、決済スピードが速く接触を避けられるといった理由から、利用率が伸びている（ニッセイ基礎研究所レポート）。公的給付の資金移動アカウントでの受取は、消費を促し、経済対策をより効果的に実現することができる。
- 多くの地方公共団体では、資金移動業者と提携した地域振興策（たとえば買物額の20%還元等）を実施しているところ、地域振興策へのアクセスが一層簡単になる。
- 預貯金口座からのチャージ不要で資金移動業アカウントを利用できることは利用者利便に資する。また、政府が目指すキャッシュレス化推進を後押しすることにもつながる。
- 地方公共団体から住民の資金移動業アカウントへの振込は、給与デジタルマネー払い実現に向けて資金移動業者が準備するシステムの利用や、22年にも実現予定の全銀システム開放により、対処可能。

【提案内容】

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」が本年5月12日に成立。これにより、マイナポータルに任意に預貯金口座情報を登録することにより、公的給付を迅速かつ確実に受け取ることができるようになる。それ自体は望ましいことであるが、公的給付をより有意義なものとした国民の選択肢を広げるため、資金移動業者のアカウントも、マイナポータルへの登録及び公的給付の受け取り先として認めるよう求めたい。

参考）株式会社マネーフォワード発表（<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000567.000008962.html>）

ニッセイ基礎研究所レポート（<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=67252?pno=1&site=nli>）

⑨ 次世代産業への投資

高精度な位置情報取得ソリューションの活用促進

【現状の課題】

Society5.0時代の到来と新型コロナウイルスによる新しい生活様式の中、ロボットや自動走行、ドローンといった**先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の自動化・高度化を加速していく必要性**が高まっている。

こうした**自動化・高度化に重要な、各先進技術を高精度で制御するセンシング技術**について、トンネルや高層ビル群といった**一部の特殊環境での精度劣化**や、様々な**インフラ設備の点検・監視技術**（橋梁の老朽化点検、ダムの水位監視、地滑り検知等）に対応し、**さらなる高精度化が必要**になる。

また、高精度に位置測位が可能となることで、国防・防災上の観点での貢献（無人航空機を活用した災害救援活動など）にも期待される。

【提案】

衛星技術を用いた高精度な位置情報取得ソリューションについて、日本発の技術をグローバル展開して世界標準にすべく国が強化策を策定すべきである。海外当局への情報発信をはじめ海外展開に向けた国の後押しを強化すべきである。

衛星技術を用いた**屋内外シームレスな高精度な位置情報取得ソリューション**の活用促進のため、測位精度向上を目的としたデバイスの開発研究、屋内測位開発等をはじめとする、**測位精度向上に係るAI研究開発・実証導入への助成**を拡充すべきである。

クラウドゲーミングサービスの開発支援

【現状の課題】

5G（第5世代移動通信システム）の普及を見据えて、クラウドゲームサービスの開始を予定しており、任天堂も検討中との事。今後、様々な切り口のクラウドゲームが誕生し、デバイス（PC、スマートフォン、テレビ、家庭用ゲーム機等）にとらわれないビジネスが普及する事で、ゲーム産業の大きな成長が期待できる。

矢野経済研究所のデータでは、2020年度の国内のスマートフォンゲーム市場規模は、1兆1,920億円（前年比104.7%）となっているが、ここ数年で市場全体が急速に成熟し始めており、ヒット創出の難易度が高まっている傾向にある。

10%前後のゲーム業界の成長を持続させる為にも、クラウドゲーミングサービスの早期展開が必要不可欠であると考える。クラウドゲームの普及によって、更に20%~30%（2,000億円~3,000億円）程度の市場の伸びが期待できる。

【提案】

大手に限らず、中小企業であっても参入可能な市場であるが、クラウドゲームサービス立ち上げに関する初期費用は約3,500万円程度を要し、サービス継続の為に、サーバー等を維持する費用が別途発生する。日本発のグローバルな新しいゲームであるクラウドゲームサービスを立ち上げるためにも、パブリッククラウド（一般向けに開放されたクラウド）などのデータセンターやサーバーの費用に対する支援を検討していただきたい。

・補助金金額：3億5,000万円（3,500万円×10社）

VRソフトウェアの開発支援

【現状の課題】

リサーチ会社のIDCが、2020年～2024年の4年間におけるAR/VR市場の予測を発表。市場規模は2020年の120億ドル（約1兆2,440億円）に対して2024年は728億ドル（約7兆5,465円）。同期間の年平均成長率は54%を見込んでいる。VRソフトウェアを使用するだけでも、高スペックなPCが必要だが、VRのソフトウェアを開発する為には、更に高性能なPCが必要になる。このVRという最新技術について、開発環境の整備、技術者の育成が急務となっている。

【提案】

VRのような最新のプログラム技術の開発や習得を支援する仕組み、助成金等について、検討していただきたい。

・補助金金額：7億円（7,000万円×10社）

海外向け販売の支援

【現状の課題】

『2020 CESA ゲーム白書』において、2019年度の日本国内の家庭用ゲーム機のソフトウェアの市場規模は1,657億円と記載されているが、海外の市場規模は1兆5,133億円と、9倍の規模になっている。海外販売の拡充にこそ、ゲーム業界成長の鍵であり、海外販売が増加する事によって、国内の市場規模の2倍、約3,300億円の成長が期待できると考える。

【提案】

翻訳費用の助成や海外向け販売プラットフォームの構築費用等、日本のソフトウェアを世界に向けて販売する為の支援策を検討いただきたい。

・補助金金額：120億円（500万円×2,400タイトル）

国外での裁判、法的問題へのサポート

【現状の課題】

インターネットを介したサービスは基本的に全世界に向けて行うサービスだが、問題が起こった場合は各国の裁判所で対応が必要になることがある。その際、現地の法律によって判断され、内容によって、日本では合法にも関わらず国外では違法にされてしまうケースもある。日本の法律に適合させるだけでも大変であり、全世界中の法律に適合させることは現実的に不可能かと思われる。また、他国で起訴された場合でも、日本の法律に適合していれば、免責されるようなスキームがあると、もっと大胆なビジネス展開ができるかと思われる。

尚、海賊版による被害は、アメリカだけでも年間1兆3,000億円（算定：経済産業省）と言われており、海外にはそれだけ有望な市場があると考えられる。

【提案】

海外に向けて、安全に、合法的に日本のソフトウェアを販売できる環境の整備と、サポート体制の構築がなされ、被害額の30%が正規購入につながると見込んだ場合、海外販売による売上が約5,000億円増加する事になる。よって、裁判費用等のサポートを検討していただきたい。

・補助金金額：3億円（1,000万円×30社）

「ラストワンマイル」に関する規制改革

【現状の課題】

新型コロナウイルスにより、自宅で過ごす時間が増加し、配送への需要が急激に高まった。これにより、配送の遅延や一部サービス停止等の問題が生じた。新デジタル生活様式の下では、テレワーク等のデジタル化は引き続き進展し、配送への需要はますます高まっていくと考えられる。令和3年6月18日閣議決定の規制改革推進計画においても、「国土交通省は、・・・ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる」とされ、現在、国土交通省がニーズの調査を実施中である。

【提案内容】

- 巣ごもり需要拡大・飲食店の需要減・ドライバーの人出不足などの社会課題を、ITの力で荷主・物流業者と個人ドライバーをマッチングすることにより解決する。
- 規制緩和（一般貨物自動車運送事業の許可要件緩和及び道路運送法の特例の設定）と併せて、過労・過積載等の弊害防止のため、個人ドライバーが遵守すべきルールと、荷主・運送業者等の責任を定める。
- 国土交通省の実態調査においては、配送に関わる多様な事業者から聞き取りを行い、地方のみならず都市部のニーズも含め、ラストワンマイルの需要を正確に把握すべきである。

※現行法では、原付・自転車には規制なし。軽自動車の場合は届出で可能。一方、軽自動車以外の自動車で他人の荷物を運送するには、一般貨物自動車運送事業のライセンスが必要であり、その場合は5台以上の車両を保有している必要がある。加えて、道路運送法により、有償で自家用車を利用することが原則禁止されている。

⑩ ダイバーシティ推進

こども庁におけるソフトウェア支援

【現状の課題】

子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を総合的、一元的に所管する「こども庁」の創設が望まれる。この創設に当たっては、子どもを「権利の主体」と位置づけ、「縦割り行政・多重行政」をなくし、制度分断による子どもの育ちの差異をなくす必要がある。これは政府だけでなく、われわれ業界団体もともに取り組む必要があると考える。

【提案】

特に以下の課題解決に向け、ソフトウェアを使った支援が可能と考えており、官民協働の場づくりをお願いしたい。

1. 命を守るための問題：児童虐待、自殺、いじめ等につき、学校の情報公開、家庭(保護者)、生徒との情報のトライアングルを進めるべく、解決のためのプラットフォームづくりが可能。
2. 子どもの環境改善にかかわる問題：子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、幼保および小学校、中学校等の情報の一元管理、教育の質など、GIGAスクールが始まり、小学校入学までの間の能力格差を無くす体系的な対応について、デジタル教育の支援が可能。
3. 制度・仕組みの問題：デジタル化、窓口一元化、事故、小1の壁、教育費負担、医療・教育情報連携など、こども目線での切れ目のない健康と教育の実現について、校務DXの取組みを進めることが可能。これにより、紙が削減され、先生や家庭の負担も軽減できる。

保育所利用に係る自治体共通ガイドラインの策定

【現状の課題】

- 第2子のために親が育休を取ると、第1子が「保育の必要性」の要件を満たさないと判断されるため、保育所の退園を余儀なくされる自治体が存在する。
- コロナ禍をきっかけに在宅勤務が普及したが、保護者が在宅勤務をする場合、「保育の必要性」が少ないとして、保育所入所の際に通勤勤務者に比して不利に取り扱われたり、保育時間の短縮を求められるケースも存在する。

2016年度の男性の育児休業取得率は3.16%（女性は81.8%）と低い。一方で、内閣府が2015年度に行った「平成27年度調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書」によれば、子供のいる男性の3割が「直近の配偶者・パートナーの出産時に1ヶ月以上の育児休業を取りたかった」と回答。取得の意向と実態の間に乖離がある。

【提案内容】

- 第2子のために親が育休を取る際、第1子が「保育の必要性」の要件を満たし継続して保育所を利用できるように配慮いただきたい。国は、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」も「保育の必要性」の要件に含めるとしているが、自治体側の対応は分かれている。
- 保護者が在宅勤務をしていることが保育所利用にあたって不利に取り扱わないよう、すでに国は自治体に通知している※が、これが徹底されるよう自治体に周知啓発をしていただきたい。

※ 内閣府・文部科学省・厚生労働省局長通知「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-shienhou.pdf>内閣府・厚生労働省事務連絡「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s75.pdf>

女性・障がい者雇用の促進

【現状の課題】

我が国の女性や障がい者の労働参加の実態としては、出産や育児、障がいを理由とする時間的・身体的制約により、フルタイム労働が困難なケースが多い結果、日本の女性の社会進出レベルは先進国の中で最低水準であり、障がい者の就労も障がい者全体の6分の1にとどまる。一方、**ICT機器を活用した短時間労働であれば働ける可能性のある就労困難者が多く存在する。**

【提案】

女性が子供の成長に合わせて勤務時間を柔軟に変えたり、障がいをもつ方が特性を生かして企業で活躍できるよう、**柔軟な勤務制度への見直しとITツールの更なる活用**を推進すべきである。

① 超短時間勤務の社会展開のための官民連携した推進体制の整備（運用面）

- 週20時間未満の超短時間でも就労可能な雇用形態やITツールを活用した優良事例について、日本中の企業・自治体などが協力し、地域や業界の垣根を超えて社会に広め、実施企業・自治体の導入・運用ノウハウを広く共有して社会展開を促進するため、全国的な官民連携プラットフォーム等の国・自治体・企業が参画・支援する場を設置すべきである。

女性・障がい者雇用の促進

【提案】

② 国による助成/認証/雇用制度の整備（制度面）

• 就労困難者×テレワークによる雇用創出に関する実践研究への助成

現在労働参加出来ていない人材が、IT技術を活用してテレワークによる労働参加が促進されるよう、大学や民間機関/企業等が連携して、有効活用事例を収集し、その効果について研究成果を公表するといった実践研究への助成を措置すべきである。

• 超短時間雇用に取り組む事業者への助成/認証制度の拡充

柔軟な勤務制度やITツールを効果的に取り入れ、長時間勤務が困難な方々を積極雇用したり、短時間の正社員制度の拡充等といった女性・障がい者雇用に効果的な取組を行う事業者への助成や認証制度を拡充すべきである。

• 女性活躍促進法の見直し

政府が多様な働き方の導入を積極的に促し、女性が活躍できる環境の構築を支援するため、女性活躍推進法において、

- ① 事業主に対して義務づけられる情報公表指標に、超短時間雇用等の多様な働き方を追加するとともに、
- ② 優良な事業主に対するえるぼし認定制度を活用した税制優遇等のメリット措置を一層拡充すべきである。

• 障害者法定雇用率の見直し

企業や自治体に義務付けられる障害者法定雇用率（障害者雇用法）の算定対象に週20時間未満の雇用が含まれないことが、長時間勤務が困難な障がい者の受け入れが進まない一因と考えられるため、週20時間未満の雇用も制度の算定対象（時間に応じた按分計算など）に含まれるよう、見直すべきである。